

国民年金Q&A

*国民年金についてのご相談・お問い合わせは下記へ
 ★市民課年金保険係（市役所1階） ☎⑤1114
 ★市民福祉課市民係（総合支所仮庁舎） ☎⑦1333
 ★熊谷年金事務所 ☎048-522-5012

国民年金は、日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の全ての人が加入する公的年金制度です。受け取れる年金には、65歳から亡くなるまで支給される老齢基礎年金、病気やけがで障害が残ったときに支給される障害基礎年金、加入者が死亡したときに遺族に対して支給される遺族基礎年金等があります。今回は、国民年金に関するQ&Aを掲載しましたので、ぜひご参考にしてください。

【よくある質問Q&A】

Q 会社を退職しました。年金の手続きを教えてください。

A 20歳以上60歳未満で会社を退職した人は、第2号被保険者（会社員・公務員など）から第1号被保険者（自営業者・学生・フリーターなど）への変更の届出が必要です。第3号被保険者（第2号被保険者に扶養されている配偶者）であった人も第1号被保険者への変更の届出が必要です。年金手帳と厚生年金の資格喪失日が確認できる書類を持参のうえ、市役所（市民課・市民福祉課）で手続きをしてください。

Q 年金手帳を紛失してしまいました。どうしたらいいですか？

A 再交付ができます。第1号被保険者は市役所又は熊谷年金事務所、第2号被保険者は勤務先、第3号被保険者は配偶者の勤務先でそれぞれ再交付の申請をしてください。

Q 国民年金（第1号被保険者）から10月25日付で厚生年金（第2号被保険者）に変更になりました。この場合、国民年金の保険料は何月分まで納めればいいですか？

A 年金保険料は月割で、月の末日に加入していた年金制度に納めます。
 今回の場合、10月末日は厚生年金加入中となるので、国民年金保険料は9月分まで納めていただくことになります。

Q 現在、年金を受給していますが、このたび住所を変更しました。届出は必要ですか？

A 住民票の住所変更とは別に、年金の住所変更の届出が必要です。「住所変更届」用紙は市役所及び熊谷年金事務所にあります。なお、日本年金機構に住民票コードを登録している人は、届出は原則不要です。

Q 自分の年金の加入履歴や納付状況を確認したいのですが…。

A 日本年金機構では、毎年誕生月に国民年金及び厚生年金加入者に対して、年金記録を記載した「ねんきん定期便」を送付しています。
 また、日本年金機構ホームページの「ねんきんネット」をご利用いただくと、年金記録の照会・検索、年金見込額の試算、追納・後納等可能月数とその金額、各種通知書等の確認ができます。

Q 年金受給者が亡くなりました。どのような手続きが必要ですか？

A 国民年金のみを受給していた場合は、市役所又は熊谷年金事務所を受給権者死亡届と未支給年金の請求の届出が必要です。なお、未支給年金の請求ができるのは、亡くなった人と生計を共にしていた3親等内の親族です。該当者がいない場合は、死亡届のみ提出してください。
 厚生年金、共済年金を受給していた場合は、熊谷年金事務所、各共済組合で手続きをしてください。

国民年金保険料は、所得税・住民税申告時に全額が社会保険料控除の対象となります

平成26年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した人には、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（又は領収証書）を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付した人には、来年の2月上旬に送付されます。

なお、家族分の国民年金保険料を納付した場合も、本人の社会保険料控除に加えることができず、家族宛てに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」については左記へお問い合わせください。

★控除証明専用ダイヤル ☎0570-0581555
 （IP電話の場合は☎03-6700-1144）

【老齢基礎年金Q&A】

Q 私は年金を受け取れますか？

A 老齢基礎年金は、次の①～⑤の期間の合計が25年（300月）以上ある人が65歳から受け取ることができます。

- ①国民年金の保険料を納めた期間
- ②国民年金の保険料の免除を受けた期間、若年者納付猶予期間、学生納付特例期間
- ③厚生年金・共済年金の加入期間
- ④第3号被保険者期間
- ⑤合算対象期間（いわゆるカラ期間で、厚生年金等の加入者の配偶者が昭和61年3月以前に任意加入しなかった期間、平成3年3月以前に学生であるため任意加入しなかった期間、海外に住んでいて任意加入しなかった期間など）

Q 60歳になったとき受給資格期間を満たしていない場合はどうしたらいいですか？

A 「高齢任意加入制度」をご利用ください。60歳の誕生日の前日から任意に加入でき、受給資格期間の不足を補うことができます。さらに、20歳から60歳までの間に未納期間がある場合は、将来受け取る年金額を満額に近づけることも可能です。ただし、任意加入制度では保険料免除は受けられませんのでご注意ください。

Q 65歳前に老齢基礎年金を受け取ることはできますか？

A 希望すれば60歳から減額された年金を受け取ることができます。ただし、万が一障害者になった場合、障害基礎年金を請求できないなどのデメリットがありますので、請求するにはご注意ください。

Q 老齢基礎年金はいくらもらえますか？

A 保険料を納付した期間と保険料の免除等を受けた期間によって決まります。20歳から60歳までの40年間全額の保険料を納めた場合は満額受給でき、その額は年額772,800円（平成26年4月分からの金額）です。

Q 将来受け取る年金額を増やす方法がありますか？

A お得な「付加年金制度」があります。国民年金の第1号被保険者は、毎月の国民年金保険料に月額400円上乗せして納めることで、将来、老齢基礎年金と併せて付加年金を受給することができます。付加年金の受給額は付加年金を納めた月数に200円を乗じた金額です。なお、国民年金基金加入者は加入できません。

（例）付加年金を20年間納めた場合

- ・付加年金の総納付額
400円×12か月×20年=96,000円
- ・1年に受け取れる付加年金額
200円×12か月×20年=48,000円

※2年受給すると支払った分の元が取れ、生涯受給することができます。

【障害基礎年金Q&A】

Q 障害基礎年金はどのようなときに受けられますか？

A 障害の原因となった病気やけがの初診日（右記のQ&A参照）が国民年金加入期間中にあり、残った障害の状態が障害年金を受けられる程度にあるとき、保険料の納付要件を満たしている場合は、請求すれば障害基礎年金を受給することができます。

Q 身体障害者手帳1級を取得しました。この場合、障害年金も1級に該当になるのですか？

A 障害年金の等級は、身体障害者手帳の等級とは基準が違います。そのため、身体障害者手帳3級でも障害年金2級と認定され年金を受給できる場合もあれば、反対に、身体障害者手帳1級でも障害年金では不該当となる場合もあります。

Q 障害年金の受給要件にある「初診日」とは一体何ですか？

A 「初診日」とは、障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日をいいます。同一の病気やけがで転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日が初診日となります。

障害年金の請求では、何よりもまず「初診日があるか」が重要となります。市役所又は熊谷年金事務所で請求の相談をする際は、できるだけ初診日を確認してからお越しください。

Q 子どもの頃から障害があります。障害基礎年金を受け取ることはできますか？

A 20歳前（国民年金加入前）に初診日がある場合にも、20歳に達した日に障害の状態が障害年金を受けられる程度であれば、請求することにより20歳から障害基礎年金を受給できます。